

ほうじん北沢

2018年
8・9月号
No.341

H o u j i n K i t a z a w a



北沢税務協力団体主催
税務懇談会・意見交換会

北沢税務署長 原省三様ごあいさつ

税を
テーマにした
税川柳
大募集!!
詳しくはP21へ

ソーシャルビジネス支援資金 概要

ご利用いただける方	次の1または2に該当する方 1 NPO 法人 2 NPO 法人以外であって、次の(1)または(2)に該当する方 (1) 保育サービス事業、介護サービス事業等(注1)を営む方 (2) 社会的課題の解決を目的とする事業(注2)を営む方		
資金のお使いみち	事業を行うために必要な設備資金及び運転資金		
ご融資額	7,200 万円以内(うち運転資金 4,800 万円以内)		
ご返済期間	設備資金: 20 年以内 [うち据置期間 2 年以内] 運転資金: 7 年以内 [うち据置期間 2 年以内]		
利率(年)	NPO 法人	ア 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方	特別利率 B、特別利率 C
		イ 認定 NPO 法人(特例認定 NPO 法人を含みます。)	特別利率 A
		ウ 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方	
	NPO 法人以外	エ 上記ア～ウに該当しない方	基準利率
		ア 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方	特別利率 B、特別利率 C
		イ 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方	特別利率 A
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。 【NPO 法人の特例】 NPO 法人は、利率を上乗せすることで、代表者保証が不要になります(注3)。		

(注1) 日本標準産業分類における老人福祉・介護事業、児童福祉事業、障がい者福祉事業等を指します。

(注2) 日本公庫が定める一定の要件を満たす必要があります。

(注3) 新創業融資制度を適用する方を除きます。また、NPO 法人以外の方でも、一定の要件を満たす場合は、代表者保証が不要になります。

※お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧くださいか、支店の窓口までお問い合わせください。

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)

0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。



日本政策金融公庫
国民生活事業

<お問い合わせ先>

日本政策金融公庫 渋谷支店 国民生活事業

〒150-0041 渋谷区神南 1-21-1

(日本生命渋谷ビル 2・3 階)

TEL : 03-3464-3914 (融資相談担当 : 大川)

(k1091) (2018.4)

目次

北沢税務署 原新署長 あいさつ	4	千歳台・船橋支部 ちとふな祭り&盆踊り/経堂支部 経堂まつり	20
北沢税務署新任幹部の方々からのコメント/転任された幹部の方々	5	西日本豪雨支援活動/時事川柳公募について/会員紹介	21
北沢税務協力団体主催 税務懇談会・意見交換会	6	日本政策金融公庫からのお知らせ	2
北沢税務署長への表敬訪問/会員増強・大型保障制度推進会議	7	都税事務所からのお知らせ	3
平成30年度 初級簿記講座修了式	8	法律相談 強制執行の方法について	9
公益事業委員会主催 第6回 環境セミナー/女性部会 税務研修会	17	大切ですよ! 就業規則	10
経堂支部 第1回 公開税務研修会/経堂支部 第4回 スポーツフェスタ	18	経理の知識	11
下北沢支部 第1回 公開税務研修会/明大前支部 第1回 公開研修会	19	北沢税務署からのお知らせ	12-13

9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、10月1日(月)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

窓口

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

口座振替

コンビニ

※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。
※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。
ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

クレジットカード

※インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります。)
詳しくは、都税クレジットカードお支払サイト(<https://zei.metro.tokyo.lg.jp>)をご覧ください。



A T M
インターネット
モバイル
バンキング

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
※ (ペイジマーク) の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)「税金の支払い」をご覧ください。

安心 便利な 口座振替 をご利用ください!

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに次のいずれかの方法でお申込みください。

- 主税局ホームページからダウンロード専用依頼書を印刷し、必要事項をご記入の上郵送してください。
- 預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参の上、金融機関または郵便局の窓口へお申込みください。
- 口座振替依頼書(ハガキ式)に必要な事項をご記入の上、ポストに投函してください。
(平成30年11月12日(月)までにお申込みいただくと、12月の第3期分から口座振替をご利用いただけます。)

<口座振替のお問い合わせ先>

主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

<耐震化のための建替え>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成32年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

申請期限

新築した年の翌々年の2月末
(1月1日新築の場合は翌年の2月末)

<耐震化のための改修>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成32年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。
詳しくは、当該住宅が所在する世田谷都税事務所(03-3413-7111)へお問い合わせください。

ご挨拶

北沢税務署長

原 省 三



初秋の候、公益社団法人北沢法人会の役員並びに会員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

この度の人事異動により北沢税務署長を拝命し、東京国税局課税第一部国税訟務官室から転任してまいりました原でございます。前任の奥村署長同様のご厚情を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

公益社団法人北沢法人会の役員並びに会員の皆様方には、日頃から税務行政に対しまして深いご理解と多大なるご協力を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、各種研修会の開催や講演会を通じての正しい税知識の普及や納税意識の高揚に努められるとともに、「北澤八幡神社例大祭」への出店、せたがや産業フェスタにおける「クリーンウォーク」の開催を通じた地域社会への貢献活動、女性部会を中心とした「税に関する絵はがきコンクール」の開催や青年部会の「S K T連絡会」など、多種多様な活動を積極的に展開されております。

これもひとえに、飯野会長をはじめ役員の方々並びに会員の皆様の日頃からの真摯なご努力の賜物であり、大変心強く感じますとともに、そのご努力に対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

さて、現下の税務行政を取り巻く課題として、軽減税率制度及びインボイス方式の導入を中心とした改正消

費税への対応がございます。皆様方もご承知のとおり、平成31年10月1日から消費税の税率が10%に引き上げられるとともに、軽減税率制度が実施されることとなりました。

この軽減税率制度は、免税事業者を含む多数の事業者の方々にとって、商品管理や区分経理等のための準備が必要となるものです。

国税当局としましては、事業者の皆様方に制度の内容を十分にご理解いただき、準備を円滑に進めていただけるよう、関係府省庁や関係民間団体等との緊密な連携を図りながら、周知・広報等に取り組んでいくこととしております。

法人会の皆様方におかれましては、説明会及び研修会等の開催など積極的に取り組んでいただいておりますが、引き続き、軽減税率制度の周知・広報等にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人北沢法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。



固体被膜潤滑剤製造加工

東洋ドライルーブ株式会社

代表取締役 飯野 光彦

〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4

☎3412-5711 FAX3412-5738

出版事業を通じて社会に貢献する

 株式会社大成出版社

〒156-0042 世田谷区羽根木1-7-11
TEL 03 (3321) 4132 FAX 03 (3327) 3777
<http://www.taisei-shuppan.co.jp/>

北沢税務署新任幹部の方々からのコメント

適要： 役職名・氏名

①出身地 ②趣味 ③抱負・モットー

署長

はら しょうぞう
原 省三



①愛媛県
②読書、ウォーキング
③誠心誠意

副署長(法担)

いりえ れみ
入江 玲美



①東京都
②犬の散歩、野菜作り
③至誠 天に通ず

副署長(総担)

にしいずみ けいすけ
西泉 敬介



①愛媛県
②スポーツ観戦、ジョギング
③一生懸命

特別国税調査官(法人)

すなだ かつみ
砂田 勝美



①北海道
②ドライブ、スポーツ観戦
③健康第一

総務課長

あさみ ゆきこ
浅見 友紀子



①東京都
②園芸
③1年間よろしくお願ひします

法人1部門統括官

くどう やすはる
工藤 康治



①青森県
②ラジオ体操、カラオケ
③身心ともに健康であるよう心掛ける

法人2部門統括官

もりい よしき
森井 嘉規



①三重県
②子育て
③1年間よろしくお願ひします

法人3部門統括官

ほり しゅうさく
堀 周策



①新潟県
②スポーツ観戦、散歩
③健康第一に1年間よろしくお願ひします

法人4部門統括官

たかいわ おさむ
高岩 修



①岡山県
②温泉、工作
③一歩一歩着実に

法人5部門統括官

すぎやま あきひと
杉山 明人



①静岡県
②ジョギング
③健康第一

審理担当上席

いけだ けんじ
池田 研司



①愛媛県
②寺社巡り
③1年間よろしくお願ひいたします

審理担当官

たなか けんたろう
田中 健太郎



①山口県
②旅行、ウォーキング
③1年間よろしくお願ひします

転任された幹部の方々（主として法人課税関係）

前職名	氏名	転出先
署長	奥村 信一	税大本校 総務課長
副署長(総担)	山田 真由美	国税庁 長官官房 東京派遣監督評価官
総務課長	三浦 雄二	板橋税務署 総務課長
法人課税第1部門 統括国税調査官	高山 邦彦	武蔵府中税務署 法人課税第1部門 統括国税調査官
法人課税第2部門 統括国税調査官	森田 京子	目黒税務署 法人課税第2部門 統括国税調査官
法人課税第4部門 統括国税調査官	山崎 栄二	東京国税局 課税第二部 法人課税課 主査
法人課税第5部門 統括国税調査官	平山 秀行	町田税務署 法人課税第3部門 統括国税調査官
法人課税第1部門 上席国税調査官(審理担当)	福永 亮	武蔵税務署 総務課 課長補佐

ネジの総合商社

- 樹脂付ユニポイント
- ドリルスクリュー
- タッピングスクリュー
- タップタイト
- 特殊受注品

株式会社 **セガワ**

代表取締役会長 渡瀬 靖夫
〒155-0032 世田谷区代沢3-18-13
☎(3413)0560 FAX(3413)2429

◆愉快的生活の創造と果敢な挑戦◆

☆リネンサプライ ☆クリーニング



株式会社 玉川繊維工業所

本社 東京都世田谷区松原 3-40-7
パインフィールドビル6階
TEL 03(3327)1111(代表)

北沢税務協力団体主催 税務懇談会・意見交換会



署長あいさつ
北沢税務署 原新署長



懇親会 中締め
飯野会長



北沢税務署新任幹部の方々と名刺交換

平成 30 年 7 月 31 日（火）、初台オペラシティの東天紅で午後 5 時 30 分より、北沢税務協力団体主催『北沢税務懇談会・意見交換会』が開催されました。

今回当番幹事会となった北沢納税貯蓄組合連合会 常任理事 石川光太郎氏の司会進行にて、同会の島田会長の当番幹事あいさつで始まり、北沢税務署 原新署長様よりご挨拶頂きました。

引き続き、北沢税務署 原新署長様をはじめ北沢税務署の幹部の皆様のご紹介を総務課長 浅見様より頂きました。

その後、壇上に整列されている署の幹部の皆様と、各団体の会員の皆様が、順番に一人ひとり名刺交換を行い、最後に、北沢青色申告会 石塚会長の閉会のことにより「意見交換会」は閉会となりました。

《意見交換会次第》

司会 北沢納税貯蓄組合連合会 石川 常任理事
当番監事あいさつ……北沢納税貯蓄組合連合会 島田 会長
署長あいさつ……北沢税務署長 原 省三様
署新幹部紹介……北沢税務署総務課長 浅見友紀子様
閉会のことば……北沢青色申告会 石塚 会長

午後 6 時より東京税理士会北沢支部の北山支部長の開会のことばで、「懇談会」が始まり、北沢税務署 入江副署長様のご挨拶と乾杯のご発声を頂き、幹部の皆様と会員の皆様で、大いに意見交換をし、懇親も深め、時間のたつのも忘れるほどの中、当会の飯野会長の中締めの挨拶のあと、北沢間税会の穴戸会長のユニークな閉会の挨拶を以て無事閉会となりました。

なおこの会に先立って午後 4 時 30 分から 1 時間、別室にて、税務協力団体長会議も開催されました。

原新署長以下税務署幹部の皆様と各団体長とで前期の活動実績や今後の事業計画及び「マイナンバー制度」への取り組みや「軽減税率制度」についての説明、及び「税を考える週間」での事業などについて意見交換がなされました。

（明大前支部 塩原孝夫）

《懇談会 次第》

開会のことば……東京税理士会北沢支部 北山支部長
乾 杯……北沢税務署副署長 入江 玲美様
中 締 め ……北 沢 法 人 会 飯 野 会 長
閉会のことば……北 沢 間 税 会 穴 戸 会 長



北沢法人会のテーブルにて



北沢法人会のテーブルにて

北沢税務署長への表敬訪問



正副会長（7月17日）

今年も7月10日付で北沢税務署の人事異動に伴い奥村署長の後任として原省三署長が着任されました。北沢法人会では7月末の北沢税務協力団体での意見交換前に正副会長、青年部、女性部の3グループに分かれて、7月13日（金）と17日（火）の両日にわたり表敬訪問しました。

原署長の前任は国税局で訴訟に関する部署とのことでしたが、以前は玉川税務署副署長のご経験もあり、世田谷固有の「SKT」活動のこともご存じでした。法人会からは今後開催予定の各事業のご理解と参画のお願いをさせていただきました。特に青年部は北澤八幡祭りの他、今年は10月に創部40周年記念祝賀会等について協力をお願いをしました。こうした機会により相互交流や共通理解が生まれ、法人会も安心して円滑に事業を行なうことが出来るものと確信いたしました。

（事務局 廣住 純）



青年部会（7月13日）



女性部会（7月17日）

会員増強・大型保障制度推進会議

平成30年7月31日（水）、下北沢の「ラ・ベファーナ」で会員増強・大型保障制度推進会議が開催されました。飯野会長の挨拶の後、AIG 損保の成木マネージャーによる「経営者の労災保険」についてセミナーが行われました。

その後大同生命渋谷支社長の安田氏、AIG 損保東京第二プロチャネル営業部の今野氏から挨拶があり、推進委員のご紹

介がありました。会員増強について馬場組織委員長のお話。懇親会に移り広瀬副会長の挨拶、千葉厚生委員長の乾杯により懇親会が進められました。美味しいイタリア料理で賑やかに懇親会が進められ、金子副会長の中締め、飛田組織副委員長の閉会の言葉で、推進会議が終了しました。

今後の会員増強と保険制度の推進が期待されます。

（副会長 広瀬 淡）



平成30年度 初級簿記講座修了式

本年も東京税理士会北沢支部の協力をいただき、「初級簿記講座」(全12回)を5月28日(月)から7月5日(木)の毎週月・

木曜日18時～20時に開催いたしました。

受講者は昨年より多い13名でスタートしましたが、修了日は半分以下の6名になってしまいました。受講者の皆様のお仕事の都合の他、テキストの内容が難しいという声もありましたので、来年は早めに担当の税理士先生と目標設定、開催時期、時間、テキスト等について打ち合わせをする予定です。

7月5日(木)の修了式では、山崎公益事業委員長よりご挨拶と修了証の授与が行われました。次に、今年の指導講師の小貫正人先生からの総評をいただき、最後に修了書を手にニコニコ笑顔で集合写真を撮影し修了式を終えました。最後まで出席された受講者の皆様、そして講師の先生お疲れ様でした。

(事務局 廣住 純)



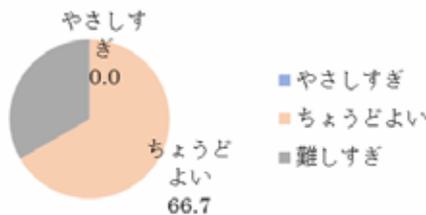
修了書を手に笑顔の受講者の皆様

***** アンケート結果 *****

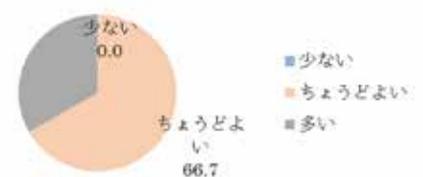
Q1.料金について



Q2.講習内容について



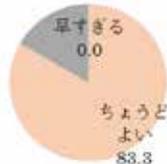
Q3.講習回数(全12回)について



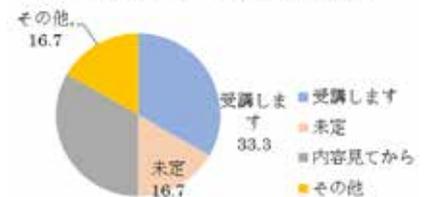
Q4.講習1回あたりの時間について



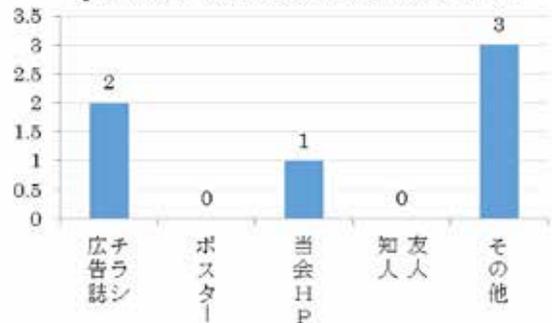
Q5.講習開始時間(18時開始)について



Q6.来年中級または上級コースが開催した場合、受講されますか



Q7.この講習会は何でお知りになりましたか



エースの作業用手袋
機械☆建設☆配線☆防災☆アウトドア

小野商事株式会社

代表取締役 小野 俊英

〒156-0043 世田谷区松原1-38-6
☎3322-5111(代) FAX3324-0005

明日への新情報通信システムを構築する。
情報通信・光ファイバー・CATV・設計施工・保守

三東電気工事株式会社

代表取締役 寺腰忠嘉

〒156-0044 世田谷区赤堤3-24-12
☎(3325)5630(代) FAX(3325)5686

おなじみの **サンディグループ** です。

小泉機器工業株式会社

本部 / 〒183-0033 府中市分梅町4-2-4
☎042(366)7763 FAX042(366)2427

【営業所】代田橋・中野・吉祥寺・府中・川崎・吉田・多摩・東京西・練馬・日野・相模原・厚木・大和・湘南・小田原・相模大野・秦野・藤沢・平塚

本日は、Aさんが相談に訪れました。Aさんの相談内容と回答は次の通りです。

<Aさんの質問>

私は、B社と取引をしていたのですが、B社の資金繰りがうまくいかず、B社から商品の代金を受け取ることが出来ませんでした。そこで、B社に対する訴訟を提起し、裁判所から判決をもらいました。しかし、それでもB社は代金を支払ってくれず、困っています。①どのようにすれば債権を回収することが出来ますか？②また、その際、それぞれの方法のメリット・デメリットがあれば教えて下さい。

<Aさんへの回答>

B社が債務の支払いを怠っている場合には、判決を用いて、裁判所に強制執行の申立てをなし、強制的に債権を回収することができます。それでは、B社のどのような財産に対して強制執行をすることができるかご説明させていただきます。

(1) 預貯金の差押え

①について

一番一般的な方法ですが、B社の名義の預貯金を差し押さえ、差し押さえた預貯金を回収することが出来ます。裁判所に強制執行を申し立てる際には、どこの金融機関のどこの支店の預貯金を差し押さえるか、具体的に示さなければなりません。したがって、預貯金を差し押さえる際には、B社がどこの金融機関のどこの支店に預貯金を持っているか調査する必要があります。

②について

預貯金の差押えは、裁判所に支払う費用はそれほど多くなく、他の方法に比べて安く行うことが出来ますが、その一方で、預貯金は債務者にとって簡単に移動させることができる(簡単に隠すことが出来る)ため、預貯金の差押えをしても、うまくいかない場合もあります。

また、預貯金の差押えをした場合に、その預貯金のある金融機関がB社に対して債権を持っていた場合には、そ

の債権と、差押えをしようとした預貯金とが相殺され、結局、Aさんは回収することが出来ない、というリスクがあります。

(2) 不動産の差押え

①について

社名義の不動産があれば、当該不動産を差し押さえ、競売に付して回収する方法があります。このとき、競売の申立てをしたからといって、必ず競売をするわけではなく、競売を実施する直前までに、任意売却をすることができれば、任意売却をして、相場と同等の値段で売却することができます。B社にとっても、不動産が競売されて安く買われてしまうよりも、高い値段で任意売却することができれば、それに越したことはありませんので、競売申し立てをした場合には、多くの債務者が任意売却に協力することが多いといえます。

②について

不動産の差押えは、その会社名義の不動産があれば、確実に回収をすることができますが、その一方で、不動産の差押えのために裁判所に納める費用は、他の手続きに比べて高額になり、且つ、不動産が売却されるまでに期間がかかるというデメリットがあります。

(3) 動産執行

①について

B社の店舗に資産価値のある動産がある場合や、現金が保管されている可能性がある場合には、動産執行の申立てをする方法があります。

②について

B社に高価な美術品、貴金属が保

管されている場合や、手許現金が保管されている場合には、動産執行は有効な方法です。

もともと、一見価値がありそうな美術品や貴金属があるように見えたとしても、実際にはあまり価値がなく、思うように回収できないことがあります。また、B社の店舗に置かれている美術品や貴金属がB社の所有物でない場合(例えば、リース品であったような場合)には、その品物を差し押さえることができません。したがって、動産執行をするか否かは慎重になる必要があります。

(4) 債権の差押え

①について

B社が他の人や会社に対して債権を持っている場合には、その債権を差し押さえる方法があります。

②について

債権の差押えをした場合には、B社の債務者の方から直接支払いを受けることが出来るようになります。

B社の債務者に資力があれば、容易に回収することができますが、その一方で、B社の債務者に資力が無い場合には、すんなりとは回収することが出来ないリスクがあります。

また、債権の差押えをする場合には、B社の持っている債権の内容(債務者の名前、債権の金額等)を特定する必要があります。この特定ができないと債権の差押えの申立てが却下されてしまう可能性があるため、よく調査をする必要があります。

法人・個人の法律問題をサポート致します

世田谷総合法律事務所

所長 弁護士 井上 侑

<お問い合わせ先> 〒155-0031 東京都世田谷区

北沢 2-23-13 伊達ビル4F

TEL : 03-5779-8228

(平日10:00~17:30 土・日・祝日を除く)



～働き方改革関連法が制定されました～

マスコミでも連日大きく取り上げられておりましたが、働き方改革関連法案が、6月29日に参議院で可決・成立しました。来年4月1日から順次施行されます。

今回の大改正にあわせて、皆様の会社の就業規則の改定の必要も出てきます。

このコーナーでも、数回に分けて働き方改革関連法に関するテーマを取り上げて、その内容と施行までにしなければならない対応を説明していきたいと思っております。

1. 働き方改革関連法

労働基準法・労働安全衛生法・パートタイム労働法・労働契約法・労働者派遣法等合計8本の法律の改正を行い、「長時間労働の是正」、「多様で柔軟な働き方の実現」「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」のための措置を講ずるものです。

その中でも下記2～4の事項については、中小企業でも必ず対策を行わなければならない重要な事項になりますので、大まかな改正内容と施行時期について説明いたします。

2. 時間外労働の上限規制

施行：2019年4月1日（中小企業2020年4月1日）～
罰則付きの時間外労働の上限規制が導入されます。

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働を含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定しなければなりません。

月45時間、年360時間の原則は、平成10年労働省告示「36協定において定める労働時間延長等に関する基準」の内容を法の規定に格上げし、法違反に対して罰則を科すものになります。

あわせて、今までとは異なり、使用者は、時間外労働が月45時間を超える月について、休日労働時間も含めた時間外労働時間の把握が必要になります。

3. 使用者による年次有給休暇の付与義務

施行2019年4月1日～（中小企業の経過措置なし）

年次有給休暇の確実に取得与えることが必要です。

使用者は、10日以上年次有給休暇が付与されるすべての労働者に対して、毎年5日、時季を指定して年次有給休暇を与えなくてはなりません。

年次有給休暇の取得率が低迷していることを背景に、改正がなされましたが、この改正には中小企業の経過措置はありません。

来年4月から施行になりますので、ご注意ください。

4. 同一労働同一賃金の適用

施行2020年4月1日（中小企業2021年4月1日）～
正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます。

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間で基本給や手当、賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

使用者には、非正規雇用労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明の義務が課されます。

※非正規雇用労働者とは、パートタイマー・アルバイト・有期契約社員・派遣社員などの名称で雇用されている労働者を指します。

5. 中小企業における実務での対応

中小企業の場合、施行まで大企業に比べ多くは1年の経過措置が設けられていますが、長時間労働が恒常化している会社・有給消化が十分でない会社・正社員とパートの仕事内容に差がないような会社等は、就業規則の改正だけではなく、勤務実態の把握、職務内容の再点検、業務の割り振りや人員配置の見直し等を施行までに行う必要があります。時間のかかる作業ですので、余裕を持ったスケジュールで準備していくことをお勧めします。

具体的な実務対応につきましては、次号以降、このコーナーでお話させていただく予定です。

◆会社の人事・労務管理ご相談ください◆

大竹労務マネジメント事務所

社会保険労務士 大竹 謙一

世田谷区給田 3-34-7-203 TEL:03-6671-2878

ご相談は、ホームページからもお受け致します。

URL: www.o-roumu.jp

心のコモつたセレモニーのご提案

村上葬祭

葬祭事業 一般家庭葬・社葬・団体葬などの企画運営
販売事業 仏壇・仏具販売・各種ギフト取扱

株式会社 ムラカミ

murakami

156-0051 世田谷区宮坂3-28-2
TEL03-3429-4874 FAX03-3420-7705
<http://www.murakami-sousai.co.jp/>

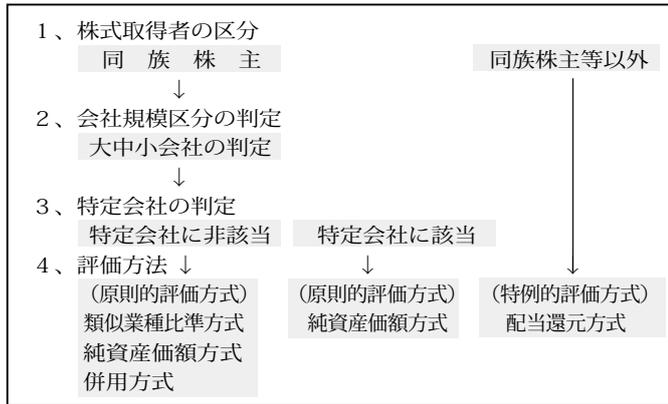
事業承継設計(2)

今回から、いよいよ自社株評価の内容について、何回かに分けてみていきます。

1. 取引相場のない株式評価の流れ

取引相場のない株式（以下「自社株」という）の評価は、株式の取得者が会社に対する経営支配権を有するかどうかによってその評価方式が異なります。経営支配権を有する者が取得した株式については、評価する会社の規模区分に応じてその評価方式が異なってきます。経営支配権のない者が取得した株式については、原則として会社の規模区分とは関係なく会社の配当実績により評価します。

【非上場株式の株式評価の流れ】



2. 評価方式の種類

取引相場のない株式の評価方式には、原則的評価方式と特例的評価方式があります。原則的評価方式には、類似業種比準価額方式、純資産価額方式、併用方式があります。特例的評価方式には該当還元方式があります。

【評価方式の種類】

原則的評価方式	類似業種比準方式	評価会社と事業内容が類似する上場株式の株価、配当、簿価純資産を基礎として自社株を評価します
	純資産価額方式	所有資産の相続税評価額を基礎とした純資産価額により自社株を評価します
	上記2方式の併用方式	上記2方式の加重平均値により評価額を算出する方式
特例的評価方式	配当還元方式	2年間の配当実績値により自社株を評価する方式

原則的評価方式は、経営支配権を持つ株主の取得した株式の評価に適用される方式です。例えば、50%超の株式を有しているのであれば、その会社の経営権を所有していますので、会社の価値を評価する原則的評価方式を採用します。このうち類似業種比準方式は、事業内容が類似する上場会社の経営内容と自社とを比較する方式です。経

営内容が比較する上場会社よりも経営成績が良ければ上場株式の株価より高くなり、悪ければ低くなる方式です。純資産価額方式は、会社の解散価値を計算する方式です。会社の土地、建物、その他の財産をすべて売り払い、借金を返して税金を支払った後にどれだけのお金が残るかということに着目した方式です。併用方式は類似業種比準方式と純資産価額方式とを一定の割合で計算する方式で、会社の規模によりその併用割合が異なります。

特例的評価方式は経営支配権のない者、すなわち少数株主の取得した株式の評価方式です。少数株主は、会社の経営支配権がありませんから、楽しみは配当をもらうことです。そこで、多く配当をくれる会社の株式は高く評価し、配当を少ししかくれない会社の株式は低く評価する方式です。

さて、支配株主の場合には自社株の評価額がいくらになるかという、1株当たりの額面金額@5万円のもの、その相続税評価額が100万円を超える場合もあります。では、それはどういう場合でしょうか。例えば会社が土地を昔に取得したときの取得価額が1,000万円であったが、今の相続税評価額は2億円を超えている、といったような場合です。純資産価額方式では、その土地を帳簿価額の1,000万円ではなく、相続税評価額の2億円で評価して自社株の評価を行うので、自社株の評価額が額面金額よりもはるかに高い評価額になります。つまり、純資産価額方式では、会社の保有する財産を帳簿価額ではなく、相続税評価額に評価替えをして評価するので、含み益のある資産を所有している会社の評価が高くなります。ですから、社歴が長く、含み益のある資産を所有する会社の株価は、額面金額よりも高くなる傾向を持ちます。

一方、類似業種比準方式は、上場企業等の株価を元に、その上場企業等と自社の経営成績を比較する方式ですが、その経営成績は「配当金額」「利益金額」「純資産価額（帳簿価額）」の3要素で比較します。ここでのポイントは、純資産価額です。純資産価額方式では、帳簿価額1,000万円、相続税評価額2億円の土地は、2億円として評価しますが、類似業種比準方式で経営比較を行う際の純資産価額は、帳簿価額の1,000万円を使って経営比較を行いますから、それほど大きい評価額にはならないという傾向にあります。

では、ここまでのまとめです。社歴の長く含み益のある資産を多く所有する会社は、純資産価額方式での評価額が高くなりますが、類似業種比準方式では、さほどは高くならない、という傾向を持ちます。

なお、従業員数（継続勤務社員）が70人以上の会社は、類似業種比準価額だけで評価することができるので、含み益のある資産が多くても、さほどは高い評価額にはならない事が多いです。

では、次回からは、今回の内容をもっと掘り下げて見ていきたいと思えます。

□ **東京税理士会・北沢支部の紹介**：私たち税理士は、税務の専門家として納税者の皆様の少しでもお役に立てるよう日々邁進しております。何か税務のことでお困りの際は、東京税理士会北沢支部までお気軽にご相談下さい。

東京税理士会北沢支部
東京都世田谷区松原6-1-10 アイリンマンション3B
電話：03(3322)7894 FAX：03(3323)3571
mail: kitazawa-shibu@zeirisi-kitazawa.org

□ **執筆者の紹介**

- ・ 税理士：川辺 洋二
- ・ 事務所所在地：世田谷区代田5-34-8 カーサ下北沢103
- ・ 電話番号：03(5433)8380
- ・ 主な著作：「コストダウンのための原価のしくみ（日本能率協会）」他
- ・ 主な講演先：早稲田大学、日本FP協会
- ・ 事務所ホームページ：http://kawabe-kaikei.com/



消費税軽減税率対策補助金制度等説明会

☆ 軽減税率制度の説明・軽減税率対策補助金の概要・税制措置・融資制度の紹介等

平成31年10月からの消費税10%への引上げに伴い、低所得者に配慮する観点から軽減税率の対象となる品目の消費税率は8%が適用されます。取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理等、軽減税率制度への対応準備が必要となります。

そこで、あらためて事業者の方への支援制度や改正税法についての説明会を開催いたします。

なお、補助金の申請方法や注意事項なども分かり易く解説いたしますので、この機会に説明会にお越し頂き、本補助金の活用をご検討ください。

●開催日時

平成30年 9月 5日(水) 14時～15時30分

平成30年 10月 10日(水) 14時～15時30分

(両日とも、13時30分開場)

*両日とも同じ内容ですので、どちらかにご参加下さい。

●会場

世田谷産業プラザ3階会議室(世田谷区太子堂2-16-7)

※ 駐車場等はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

《主な内容》改正税法、補助金※の概要、税制措置、融資制度(※関連含む)

(複数税率対応レジ導入、受発注システム改修など)

【共催】世田谷税務署、北沢税務署、玉川税務署

【お問合せ先】東京商工会議所 世田谷支部

〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2階 TEL03-3413-1461

参加 申込書

※当所は受講者の個人情報厳重に管理し、本セミナーの運営・管理に使用する他には貴社の承諾なく利用、第三者への提供はいたしません。

参加日 (申込み 回に○)	平成30年 9月 5日 平成30年 10月 10日	TEL
会社名		FAX
所在地	〒	
参加者	部署・お役職：	氏名
	部署・お役職：	氏名

※ お手数ですが資料準備等の都合上、**FAX：03-3413-1465** まで参加申込書を切り取らずにご返信お願いします。

軽減税率対策補助金

軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方には、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際^(注)に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。

(注) リースによる導入も補助対象となります。

軽減税率制度に対応するためのレジや受発注システムの改修費用は、一般的に修繕費として処理できます。

○ 軽減税率対策補助金の2つの申請類型



A型（複数税率対応レジの導入等支援）のポイント

レジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売している事業者が、複数税率に対応するためのレジの新規導入や、既存のレジの改修を支援します。

補助率	① 導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合：3/4 ② 導入費用が3万円以上の場合：2/3 ③ タブレット等の汎用機器：1/2
補助額上限	レジ1台当たり20万円。さらに、新たに商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台当たり20万円を加算。複数台を導入する場合は、1事業者当たり200万円を上限。
補助対象	レジ本体、レジ付属機器、機器設置に要する経費、商品マスタの設定費用
申請手続	基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。また、申請者自身による申請に加え、一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。
申請期限	平成31年12月16日までに交付申請書を提出 ※ 平成31年9月30日までにレジの導入・改修を終え、支払を完了したものが対象となります。

B型（電子的受発注システムの改修支援等）のポイント

電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用して軽減税率対象商品を取引している事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替えを支援します。

補助率	2/3
補助額上限	① 小売事業者等の発注システムの場合：1,000万円 ② 卸売事業者等の受注システムの場合：150万円 ③ 発注システム・受注システム両方の場合：1,000万円
補助対象	電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修、現在利用している電子的受発注システムから複数税率に対応したシステムへの入替え、電子的受発注システムに必須となる商品マスタ、発注・購買管理、受発注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替え ※ 受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージソフトやサービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、購入費用の1/2相当額が支援対象となります。
申請サポート等	専門知識を必要とする改修のため、申請者に代わって、あらかじめ事務局が指定したシステムベンダーなどが、原則「代理申請」を行います。
申請期限	① システム改修等の場合：平成31年6月28日までに交付申請書を提出。交付決定を受けた後、平成31年9月30日までに受発注システムの改修・入替えと支払を完了。平成31年12月16日までに事業完了報告書を提出。 ② パッケージ製品・サービスを自ら購入した場合：平成31年12月16日までに交付申請書を提出（平成31年9月30日までに受発注システムの導入・改修を終え、支払を完了したものが対象となります。）

軽減税率対策補助金等に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金等の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合わせください。

URL <http://kzt-hojo.jp>

専用ダイヤル 0570-081-222 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）



2018年

残暑お見舞い申し上げます



順不同

<p>東洋ドライループ株式会社</p> <p>代表取締役 飯野 光彦</p> <p>☎ 03-3412-5711</p>	<p>有限会社 伸建築企画</p> <p>代表取締役 広瀬 淡</p> <p>☎ 03-3425-9016</p>	<p>梶原建設 株式会社</p> <p>代表取締役 梶原 利文</p> <p>☎ 03-3307-7726</p>
<p>株式会社 ナカス</p> <p>代表取締役 陳 厚 銘</p> <p>常務取締役 善養寺 大作</p> <p>☎ 03-3323-1641</p>	<p>大雄電設工業 株式会社</p> <p>代表取締役 佐藤 義雄</p> <p>☎ 03-5315-3001</p>	<p>公益社団法人 北沢法人会</p> <p>顧問 折元 貞夫</p> <p>☎ 042-461-9542</p>
<p>株式会社 セガワ</p> <p>代表取締役会長 渡瀬 靖夫</p> <p>代表取締役社長 渡瀬 丈史</p> <p>☎ 03-3413-0560</p>	<p>株式会社 大成出版社</p> <p>取締役会長 松林 久行</p> <p>☎ 03-3321-4132</p>	<p>株式会社 DCST</p> <p>代表取締役 蜂谷 和明</p> <p>☎ 03-3428-9988</p>
<p>株式会社 玉川繊維工業所</p> <p>代表取締役社長 梅森 文寿</p> <p>☎ 03-3327-1111</p>	<p>株式会社 ベルモード</p> <p>代表取締役 久保 弘憲</p> <p>☎ 03-3306-3210</p>	<p>小野商事 株式会社</p> <p>代表取締役 小野 俊英</p> <p>☎ 03-3322-5111</p>
<p>株式会社 山崎工務店</p> <p>代表取締役 山崎 登</p> <p>取締役 山崎 富美子</p> <p>☎ 090-1600-5773</p>	<p>有限会社 奉達</p> <p>代表取締役 島田 益吉</p> <p>☎ 03-3303-6195</p>	<p>有限会社 日静企画</p> <p>代表取締役 中村 みのり</p> <p>☎ 03-3300-5418</p>
<p>大同生命保険 株式会社 渋谷支社</p> <p>第四営業課長 水野 雄介</p> <p>☎ 03-5489-6800</p>	<p>AIG 損害保険 株式会社 東京第二プロチャネル営業部</p> <p>部長 鈴木 健斗</p> <p>☎ 03-6894-9110</p>	<p>アフラック東京第一支社</p> <p>支社長 東内 修司</p> <p>☎ 03-6757-2603</p>



2018年

残暑お見舞い申し上げます



順不同

<p>小泉機器工業 株式会社 代表取締役 小泉 勇人 ☎ 042-366-7763</p>	<p>宮城化学 株式会社 代表取締役 宮城 直樹 ☎ 03-3466-8071</p>	<p>有限会社第一相互不動産 代表取締役 上柳 隆夫 ☎ 03-3427-6541</p>
<p>株式会社 ヤマムロ 代表取締役社長 山室 貴雄 ☎ 03-3329-1111</p>	<p>株式会社 九十九サービス 取締役会長 丸山 恵美子 取締役社長 丸山 勝海 ☎ 03-5477-5991</p>	<p>株式会社 SGコーポレーション 代表取締役 川村 貴志 ☎ 03-6303-4141</p>
<p>株式会社 ビジネス通信工業 代表取締役 増川 征一郎 ☎ 03-5317-7211</p>	<p>旭鮎総本店 株式会社 下高井戸本店 代表取締役 丹羽 豊 ☎ 03-3322-3331</p>	<p>藤蔵測量開発 株式会社 代表取締役 後藤 寛 ☎ 03-5432-5171</p>
<p>株式会社 四季建築設計事務所 代表取締役 坂本 哲 ☎ 03-3328-1117</p>	<p>株式会社 鈴木屋 取締役 野島 洋二 ☎ 03-3321-2102</p>	<p>太田ピアノ教室 有限会社 代表取締役 太田 一樹 ☎ 03-3428-9566</p>
<p>株式会社 台一環境 代表取締役 金子 秀五郎 ☎ 03-3468-4114</p>	<p>株式会社 宮野設備工業所 代表取締役 宮野 清治 ☎ 03-3303-0234</p>	<p>芝信用金庫 代沢支店 支店長 増井 敏博 ☎ 03-3412-6581</p>
<p>医療法人社団 康生会 シーエスケー・クリニック 理事長 柳 秀熙 ☎ 03-3413-0571</p>	<p>エル・パッケージ株式会社 代表取締役 野田 三重子 ☎ 03-5301-8600</p>	<p>株式会社 ユニワールド 代表取締役 塩原 孝夫 ☎ 03-5376-7233</p>



2018年

残暑お見舞い申し上げます



順不同

<p>ジャンププライズ株式会社</p> <p>代表取締役 中西 勉</p> <p>☎ 03-5384-3081</p>	<p>有限会社 西東京物流</p> <p>代表取締役 櫻井 彰</p> <p>☎ 03-5384-9491</p>	<p>東京会計税理士法人 竹の塚事務所</p> <p>社員税理士 <small>しろさわ まさゆき</small> 白澤 正幸</p> <p>☎ 03-3883-4188</p>
<p>合同会社 オフィスカナエ 「福島応援ショップごらんしょ!」</p> <p>代表 宮川 香奈枝</p> <p>☎ 03-6909-0282</p>	<p>株式会社 JA東京中央 セレモニーセンター</p> <p>代表取締役 丹野 浩成</p> <p>☎ 03-5315-1717</p>	<p>(株)マイライフ・ハウジング +K2A一級建築士事務所</p> <p>竹 股 克 之</p> <p>☎ 03-3427-7051</p>
<p>有限会社 華多岐</p> <p>代表取締役 本橋 はるみ</p> <p>☎ 03-3328-3338</p>	<p>三益不動産株式会社</p> <p>代表取締役社長 望月 章次</p> <p>☎ 03-6805-2111</p>	<p>高宮株式会社</p> <p>代表取締役 高宮 英輝</p> <p>☎ 03-6379-8902</p>
<p>有限会社 ガットデザイン</p> <p>代表取締役 細井 眞一</p> <p>☎ 03-3403-1977</p>	<p>有限会社 ナガヌマ</p> <p>代表取締役 長沼 洋一郎</p> <p>☎ 03-3465-7343</p>	<p>有限会社 経堂ケアサービス</p> <p>代表取締役 鳥居 佐智子</p> <p>☎ 03-3420-4646</p>

税金クイズ

皆さん、こんにちは。今年の夏は満喫されたでしょうか。

9月になってもまだ暑さが続きますね。

暑さに負けずに税金について勉強していきましょう!

Let's try!

第1問 次のうち、印紙税が課税される領収証はどれでしょう?

- ①クレジット決済による領収書 ②相殺による領収書 ③手形による領収書

第2問 源泉所得税の納付書は何種類あるでしょう?

- ①3種類 ②9種類 ③21種類



税金教
金え
八て
先生先
先生生

*答えは22ページに掲載

公益事業委員会主催 第6回 環境セミナー



平成 30 年 6 月 27 日 18 時より世田谷信用金庫船橋支店 4 階会議室に 31 名お集まりいただき「第 6 回環境セミナー」を開催いたしました。会場は今年 3 月 26 日に新設オープンしたばかりで白い壁もとてもきれいでした。講師は有限会社サステナブルデザイン研究所 代表取締役 西原弘様で「省エネはエコノミーなエコロジー」というテーマでした。

司会の鳥居副委員長より講師のプロフィール紹介、続いて善養寺副会長の挨拶の後に、セミナーが始まりました。西原講師は「NPO 法人日本ガラパゴスの会」理事とうこともあり、前は島の話ばかりでしたが、今日は平成 30 年度の省エネ機器等の導入に対する公的支援制度補助金、税制等の最新情

報についてということでした。特に世田谷区、都、国の資料をもとに「地球温暖化対策報告書」を提出すると法人事業税または個人事業税の減免が最大 1,000 万円まで受けられるとの説明には、私を含め参加者全員が真剣に聞き入ってしまい、講師の話し方もうまいと思いました。

セミナー終了後の山崎委員長は挨拶で、現在「地球温暖化対策報告書」は現在 14 社の方々へ提出していただいておりますが、今年は 100 社を目標に進めており、改めて参加者の方々にも提出協力をお願いをしました。有意義なセミナーでした。西原様ご講演ありがとうございました。

(公益事業委員会 副委員長 北澤 史朗)

女性部会 公開税務研修会



7 月 4 日(水)14:00 より法人会館にて女性部会主催による「公開税務研修会」を開催しました。

講師は北沢税務署法人課税第 1 部門上席国税調査官の福永亮様で『法人審理担当官の役割』の講演をして頂きました。法人審理担当官の役割は審理事務と指導事務、審査請求です。

審理事務とは調査を審査すること。つまり法人税の調査、事案や納税者からの質問で、電話では困難なものや前例のないもの、例えばビットコインなど、過去に質問がないものを国税庁に確認することや法人税の講習をします。

また、指導事務とは、法人会の説明会や関係団体の連絡をし

ています。

法人会では税金クイズを作って頂いたり、軽減税率を分かりやすくするために、お手製の紙芝居で説明して頂き、とても勉強になりました。

鹿児島出身の福永様に鹿児島弁を教えて頂き税金クイズも楽しく終えることが出来ました。

昨年、赴任されて短い期間でしたが大変お世話になりました。新たな税務署で益々ご活躍されることと思います!! ありがとうございました!!

(女性部会 副部長 平塚 早苗)

経堂支部 第1回 公開税務研修会

平成30年6月19日(火) J:COM イースト世田谷局において『知っておきたい消費税軽減税率制度』をテーマに、講師には経験豊富な北沢税務署の福永亮上席(写真右)にお願いし、公開税務研修会を実施しました。

今回は軽減税率の対象品目や役務の提供に絞り込んだこと、そしてそれを講師お手製イラストを用い、具体例をクイズやユーモアを交えながら判り易

く説明をして頂けたので、楽しく理解しやすかったと思います。質疑応答では購入した食品を食べた場所の問題、異なる税率の商品や役務などの購入をどこまで詳細に帳簿記入しなければならないのか等がありました。

懇談会では他支部の方とも軽減税率導入による影響など様々な問題について歓談しました。今回も J:COM さんには会場提供だけでなく準備もして頂



けスムーズな研修会となりました。(参加総数: 21名、会員 20名、一般 1名)

(経堂支部 税制委員 廣瀬 知樹)



経堂支部 第4回 スポーツフェスタ

平成30年6月15日(金)支部会員の経堂ルネサンスさんをお借りして、第4回スポーツフェスタを22名の方々にご参加いただき楽しく開催することができました。経堂ルネサンスさんのスポーツトレーナーからアドバイスを頂きながら、まずは、1週間の疲れた体をストレッチ体操でゆっくりほぐし、それぞれ笑顔が見えてきたところで記念の集合写真!!

次にそれぞれ好きなパートに分かれて、マシンで筋トレをするもよし! ゴルフ練習場



でフォームをチェックするもよし! ヨガで心と体をリフレッシュするもよし! 気持ち良く汗をかいた後は、お風呂でさっぱり!

いよいよ東京2020オリンピック・パラリンピック大会の開催まで2年となりました。今回のスポーツフェスタをきっかけに1週間に一度は、スポーツを楽しむ習慣を身に付けながら、経堂から歩いて行ける馬事公苑で開催される東京2020オリンピック・パラリンピック大会の馬術競技を大いに盛り上げて行きたいと思います。

(経堂支部・広報委員 岡本のぶ子)



下北沢支部 第1回 公開税務研修会



平成30年6月22日(金)くらしの友 Adagio 世田谷代田にて第1回公開税務研修会を開催しました。

講師に三井住友信託銀行 財務コンサルタント 佐藤典弘様をお迎えし、『遺言について～知って賢く相続』をテーマにご講義いただきました。身近な事でも詳しく知らない・誰に聞いたら良いのかわからないという事もあり、皆さん興味深く話を聞きその後の質疑応答も時間が足りなくなるくらいでした。

また(株)全国儀式サービス 小泉英子様より『知ってお



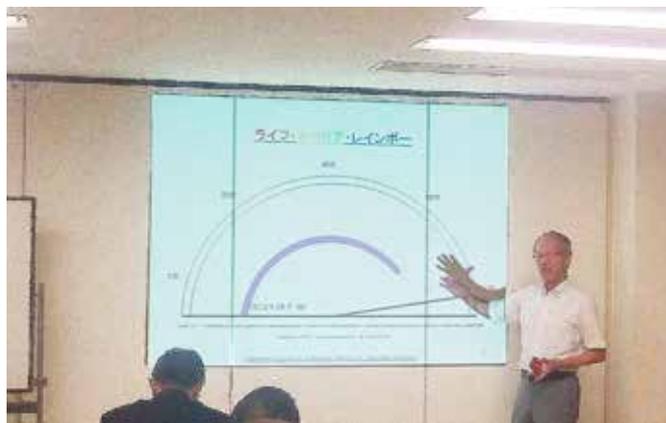
きたい法人会制度葬儀支援サービス』のお話をさせていただきました。Adagio 世田谷代田の真新しい館内を案内していただきました。

その後の懇談会では新入会員の方の参加もあり、大いに盛り上がりました。



(下北沢支部 幹事 長沼 慶子)

明大前支部 第1回 公開研修会



明大前支部では、平成30年7月4日(水)に、第1回公開研修会を開催しました。この公開研修会は、通常の税務研修会以外でも、会員の方、地域の方との交流、親睦を深めるために明大前支部の中の地域を、京王線の駅で明大前、代田橋、下高井戸、東松原の4つの地域に分けて、昨年度より各地域で開催しています。

平成30年の第1回公開研修会は、第一部を昭和信用金庫明大前支店の会議室をお借りして、会員の株式会社エンプロイサービスの代表取締役樋口保隆様に講師をお願いし、『人生設計における仕事の役割～健康年齢80年の時間戦略～』というテーマでお話し頂きました。「仕事」とは？自



分自身の役割とは？を振り返ることで、明日からの生き生きワークへと繋がる内容の講演でした。

第二部は、場所を変えて、京王線明大前駅前のピッツァサルヴァトーレ クオモにて、『夏だ！サマーだ！おしゃべりしましょう！』というテーマで懇談会を開催しました。

第一部の研修会22名、第2部の懇談会26名の方に参加頂き、また今回は会員の会社の従業員の方にも参加頂くなど多くのご参加を頂きました。

秋には第2回の公開研修会を開催する予定ですので、明大前支部以外の会員の方も是非ご参加お待ちしております。

(明大前支部 副支部長 山田 稔幸)

千歳台・船橋支部 ちとふな祭り & 盆踊り

7月22日、日曜日午後4時からお祭りは始まりました。この日も日中は猛暑と言われ35度位の温度は有りました。3年位前まではお昼の12時から始めていましたが、熱中症患者が出て救急車を呼んだ事もあり夕方からに変更になりました。このお祭りはちとふな商店街主催のお祭りですが、船橋町会も、法人会もいつも仲良く協力し合ってイベントを実施していますので、今回は町会はカキ氷店を、法人会は綿飴店と税金クイズで協力します。

税金クイズは大人用100枚、子供用50枚です。景品は大人



用に花の苗を用意しました。お花は季節を問わず人気があります。子供用には小さなおもちゃや絵葉書、法人会のけんたくんの絵入りのファイル、ノートも少しあります。

クイズ終了後ソースせんべいを売っていましたが、広場の演芸が始まっていてなかな



か立ち寄ってもらえません。

一方綿飴の方は行列ができていましたが、綿飴の機械の調子が悪く、担当している者はベテラン揃いなのですが上手くできません。並んでいるお子さんに申し訳ないことでしたが、少し小さめな綿飴を嬉しそうに受け取ってにっこりしてくれ、その笑顔に救われた思いでした。

年々人の出が多くなり船橋の人口が増えている事が感じられるお祭りでした。

(千歳台・船橋支部 副支部長 山崎 富美子)

経堂支部 経堂まつり

今年も、小田急線経堂駅（南側）農大通り商店街振興組合の主催で「2018 経堂まつり」が7月21日（土）、22日（日）の両日開催され、北沢法人会経堂支部として、恒例の税金クイズを実施しました。

経堂まつりメインステージは、駅前のタクシー乗り場のあるロータリー。阿波踊りのむらさき連をはじめ、近隣の小学校、中学校、高校の吹奏楽部など、20団体を超える皆さんが午後2時頃から夜9時頃にかけて日頃の練習成果を披露！そして、そのメインステージから農大通りに向かう駅前が一番良い場所に北沢法人会経堂支部のブースを開設し、スタートした税金クイズは参加人数351名！協賛企業の皆様から寄せられた豪華景品326名分とW賞80品をゲットしに沢山のお子さん連れのファミリーが今年も沢山ご参加下さり、予定時刻を大幅に短縮するほどの盛況ぶりでした。2日間



で25名の支部員がお手伝い下さり、猛暑の中でしたが、無事経堂まつりの税金クイズコーナーは、今年も経堂祭りに訪れた方々との楽しい交流の場として大いに盛り上がりました。

関係者の皆様大変お疲れさまでした！

(経堂支部 広報委員 岡本のぶ子)



西日本豪雨災害支援活動

平成30年6月28日から7月8日にかけて降り続いた豪雨は、岡山県・広島県・愛媛県といった西日本を中心に甚大な水害をもたらしました。

私たち代沢・代田支部では、災害直後の7月12日に支部会議があり、その会議で参加者から被災地への支援の話が持ち上がりました。

支援の方法としては、7月12日の朝、三軒茶屋でビルメンテナンスの仕事をしている世田谷法人会会員の株式会社アクシアテック竹中社長より西日本豪雨災害支援としてタオルを募集しているの、協力して欲しいとの話がありましたので、参加することを支支部の会

員にはかり北沢法人会有志として参加することとしました。

支部会議参加者からは快く参加いただけることとなり、7月17日までに250枚の新品のタオルを集めることができました。集まったタオルは広島県は受け入れることを中止しておりましたので、竹中社長に岡山県倉敷市にある災害支援品の受入れ窓口をされている株式会社高下商店高下社長宛てに発送していただきました。

平成最悪の水害といわれております西日本豪雨災害の被災者の皆様の中でもお役にたてればと思っております。(代沢・代田支部 副支部長 安東弘文)



時事川柳を公募致します

第1回 ほうじん北沢 川柳コンテスト

◆募集内容…「税金」をテーマとした自作未発表の「川柳」(五・七・五の17音の短詩。風刺・こっけいが特色)

◆締切…2018年11月30日(金)

◆賞…最優秀賞 1名(3,000円分ギフト券)
優秀賞 2名(1,000円分ギフト券)
佳作 10名(記念品)

◆応募方法…氏名・年齢・〒住所・電話番号をご記入の上、郵便もしくはファックスにて北沢法人会事務局宛にお送り下さい。なお、応募は1回につ

き2点までとさせていただきます。

◆審査員…北沢法人会広報委員会

◆結果発表…広報誌「ほうじん北沢」(当誌) 2019年1月号に掲載

◆入選作品の扱い…入選作品の著作権は主催者に帰属致します。

◆提出先・お問い合わせ

〒154-0022 東京都世田谷区梅丘1-43-1
公益社団法人 北沢法人会「川柳コンテスト」係
TEL 03-5450-7121 FAX 03-5450-7122

会員紹介 梅丘酒場 とらまる (梅丘支部)



お昼は博多ラーメン、夜はやきとり、やきとん、博多ラーメンを提供。

お通し、席料は無し。下町の飲み屋的な感じだが馬刺しと博多ラーメンがメインの男らしい居酒屋さん。

小田急線梅ヶ丘駅から徒歩2分の馬刺しが食べられる店です。馬のタン刺し、馬のカルビ刺しなど希少部位も用意しています。

運が良ければ、ワニ、カンガルーのお刺し身もあります。最後の締めは、本格博多ラーメンをお召し上がりください。

所在地: 世田谷区梅丘1-26-4 TEL:090-4550-2549

定休日: 日曜日 営業時間: 18:00~25:00

税金クイズの答え

第1問 答え ③ 手形による領収書

5万円以上の領収証には印紙を貼らなければならないと思っている方は多いと思います。しかし、法律上、印紙税の納税義務を生じさせる課税文書は領収証ではなく、「金銭又は有価証券の受取書」となっています。すなわち、領収証というタイトルでなくても金銭又は有価証券の受取を証する文書であれば課税文書になりすし、領収証というタイトルであっても金銭又は有価証券の受取を証する文書でなければ課税文書にはなりません。たとえ「領収証」というタイトルが付されていてもクレジット決済によるものや相殺によるものは金銭又は有価証券の受取を証する文書ではないので不課税文書ということになります。印紙税の課税文書にあたるかどうかは文書の記載により客観的に判断しますので、この場合には但書などに「クレジットによる」とか、「相殺による」といった記載が必要です。

手形は有価証券にあたりますので手形を受け取ったことを証する領収証は有価証券の受取書として課税文書になります。

第2問 答え ② 9種類

実務上「源泉所得税の納付書」といわれています。法律上、納税者は納税の際、窓口で「納付書」を添えて納付しなければならない、源泉所得税を納付する場合には、この「納付書」に加え、さらに「所得税徴収高計算書」を添えて納付しなければならないと規定されています。ただし、源泉所得税の納付は数が多く、その都度、納付書と所得税徴収高計算書を別々に提示するのも面倒なので、実務上、両者を合体した様式を作りました。それが「源泉所得税の納付書」と呼ばれている様式であり、よく見ていただくと、この様式には「納付書」という記載と、「所得税徴収高計算書」という二つの記載があることが分かります。

いわゆる「源泉所得税の納付書」には①給与用、②報酬・料金用、③利子用、④配当用、⑤非居住者用、⑥償還差益用、⑦割引償還金用、⑧定期積金給付補てん金用、⑨上場株式等源泉徴収選択口座内調整所得用の9種類があります。このうち①給与用にはさらに毎月納付用と半年に1回の納期の特例用があります。

リレー後記

★西日本の豪雨災害★

今夏西日本を襲った台風や長時間の豪雨災害の緊迫感を割と身近で感じた。

ちょうど台風が上陸した7月の第一週目に仕事で福岡を訪れていた。毎年この時期に行われている西日本最大規模の放送・映像業界の展示会が行われたため、この展示会には地元の九州のみならず、東京や大阪、そして中国・四国地方からも出展社も来場者も沢山訪れる催しである。

しかし本年は異様だった。展示会場である博多区の福岡国際センター(大相撲九州場所が行われている会場)に出展している会場内の人からは、『開催日の今日になっても東京や大阪から送った荷物がこちらに届いていない』とか『今日来る予定だった人がまだこちらに来ていない』…などの声があちこちで聞かれた。

そして年に一度、この展示会で毎年顔を会わせることを楽しみにしていた広島県府中市にあるケーブルテレビ局の人からは、会う約束をしていた前日の深夜に突然電話が入って、『現在、土砂崩れなどで交通機関が寸断されていて、自宅のすぐ近くの山が崩れたり、社屋のある近くの川が氾濫していてとてもそちらに向かえる状況にない』という緊急連絡であった。

その人は、日頃は報道現場で仕事をしており、皮肉にも当日、自らが住んでいる地区に災害避難命令が出ていることや土砂崩れが起こった事などを取材してテレビ放送で流すことになったという状況下で、その合間に掛けて来た電話でもあり、大変な状況の緊迫感が伝わって来た。

一方、帰りに会場から空港まで乗ったタクシーの運転手さん。こちらは聴いていたカーラジオから流れていたニュースを聞いて、福岡市内の自宅近くの川が氾濫して、何軒か家が押し流された模様だということがわかり、私に話したので、「途中で降りるから、すぐに家に戻った方が良いんじゃないですか?」と言ったら、その運転手さん、『どうせ今帰ったって、あちこち渋滞しているに決まっている。それに、もし家が壊れたら修繕費が掛かるから、お客さん(私のこと)からたんまり稼がせてもらわなくちゃ帰れないよ』などと冗談まで飛ばした沈着冷静な運転手さんの会話に少しホッとして岐路に着いた次第。

さて今回の西日本の豪雨に関しては東京には特に大きな影響がなかったため、どちらかというとも異常な気温の高さや熱中症のことの方が都民の関心度は高かったのではなかろうか。

しかし今や地球規模で異常気象が起こっており、今回のようなゲリラ豪雨はいつでも起こるかわからない状況になっている。どこにいても万一遭遇した際の自らの命は人頼みではなく自らが守るしかないのだ…と痛感した次第である。

(明大前支部 広報副委員長 塩原 孝夫)

訃報

代沢・代田支部会員
有限会社 東 愛
代表取締役会長
鈴木 芳子 様

平成30年8月1日にご逝去されました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

ほうじん北沢335号

平成30年9月1日発行

発行所 〒154-0022

東京都世田谷区梅丘1-43-1

公益社団法人 北沢法人会

発行人 飯野 光彦

広報委員長 竹股 克之

編集人 塩原 孝夫

TEL 03-5450-7121

FAX 03-5450-7122

表紙の写真:元気いっぱいオープニングの踊りで始まった、八幡山のデイサービスセンター・夢のみずうみ村「新樹苑」の盆踊り大会。

R100 当誌は全頁にて再生紙を使用しています。

消費税の納期に合わせて計画的に積立てられる定期積金です

消費税納税準備定期積金

「らくらく納付」

毎月の掛金

1万円
以上

お預け入れ期間

1年

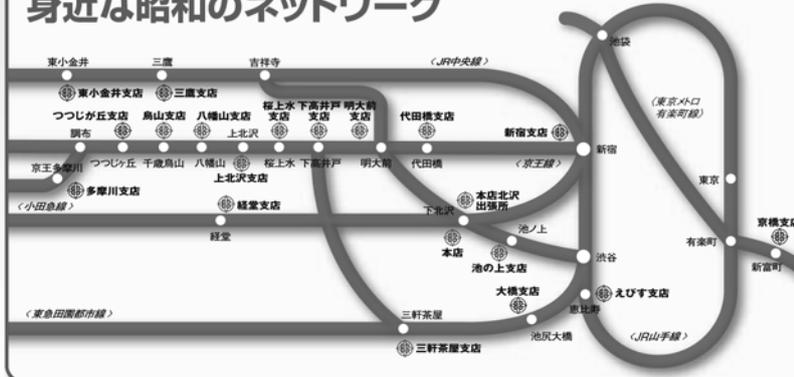


消費税の完納をお手伝い
させていただきます。

ご利用いただける方	法人及び個人事業者の方
お積立て期間	1年(12ヵ月)
毎月の掛金	1万円以上
預入方法	口座より自動振替
利回り	スーパー積金の店頭表示金利

※本商品は預金保険制度の対象であり、当金庫にお預入れの他の預金保険対象商品と合わせて、元本1,000万円までとお利息は保護されます。

身近な昭和のネットワーク



〈世田谷エリアの店舗〉

- 本店 ☎ (3422)6181
- 本店北沢出張所 ☎ (3468)1451
- 三軒茶屋支店 ☎ (3421)6101
- 経堂支店 ☎ (3420)4121
- 烏山支店 ☎ (3300)1361
- 明大前支店 ☎ (3323)0511
- 八幡山支店 ☎ (3329)1021
- 池の上支店 ☎ (3422)3141
- 下高井戸支店 ☎ (3321)4155
- 代田橋支店 ☎ (3328)0151
- 上北沢支店 ☎ (3302)8111
- 桜上水支店 ☎ (3329)3241

店頭に商品概要説明書をご用意しております。詳しくは、窓口または担当者におたずねください。



昭和信用金庫



TOKYO

平成30年3月1日現在

従業員を大切にする経営者の皆さまのために
社外で安心の積立を



東法連 特定退職金共済制度



東法連特退共済制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-27-9-S(平成27年7月31日)P6965

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内
TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp>